

栃木県ゴルフ連盟錬成会会則

(名 称)

第1条 本会は栃木県ゴルフ連盟錬成会(以下本会という)という。

(目 的)

第2条 本会はゴルフ普及発展と会員相互の親睦と技術向上を図ることを目的とする。

(事 務 局)

第3条 本会の事務局は栃木県ゴルフ連盟内(宇都宮市下戸祭2-2-6)に置く。

(事 業)

第4条 本会は目的達成のため本会主催による錬成会競技会を年4回、ミッドアマ選手権大会を開催する。

(会 員)

第5条 本会の会員は栃木県内ゴルフクラブに所属する県内在住のシングルプレーヤー及びそれに準ずるプレーヤーで本会の主旨に賛同する者をもって構成する。

(入会金および会費)

第6条 本会の入会金は、10,000円、会費は年額 8,000円とする

(入会および退会)

第7条 次の各項のいずれかに該当するものは、入会金の納入をもって会員の資格を得る。会費は1年分前納を原則とする。

1 第5条に該当し、所属クラブの支配人推薦により、これを理事会が認めた者。

2 本会会員1名が身分を保証し、かつ理事2名の推薦により理事会に諮り、全会一致で入会の賛同を得た者。

第8条 退会の場合は理事会に書面をもって申し出ること。

退会の際は入会金および既納の会費は返却しない。

第9条 会員が次の各項に該当するときには、除名または一定期間、会員の資格を停止することが出来る。

1 本会の名誉を棄損し、または秩序をみだす行為のあったとき。

2 3ヶ月以上、諸支払いを怠り、正式の請求があっても完納しないとき。

(役員および理事会)

第10条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 若干名 事務局長1名 理事 若干名 監査 2名以内

1 会長は理事の互選により決定する。

2 会長の指名により副会長および常任理事を置くことが出来る。

3 理事会において必要と認めた場合は顧問、特別会員を置くことが出来る。

第11条 会長は本会の代表をもって任じ、本会の会務を統轄する。

会長に事故あるときは副会長が、その職務を代理する。

第12条 理事は会長が委嘱して構成する6人以内の選考委員会において会員および特別会員の中から選任する。監査は理事会の推薦により選任する。

第13条 1 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

2 理事会は、総会の招集及び総会に付議すべき議案、その他本会の目的を達成するための重要な事項を決定する。

3 理事会は理事過半数の出席により成立する。但し、理事が出席することが出来ないときは、出席理事に対する委任状により、表決することが出来る。

第14条 理事会は必要に応じ、会長が招集し、これが議長となる。理事会の決議は出席理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第15条 役員はすべて名誉職とし、その任期は2年とする。任期は、選任された定期総会により就任後第2回目の定期総会終了のときまでとする。但し、重任を妨げず、補欠選任による役員の場合は、前任者の残任期間とする。

第16条 理事会は本会運営上、分科委員会を設置する場合もある。

(総会)

第17条 総会は正会員および特別会員をもって構成する。

第18条 1 定期総会は毎年1回、臨時総会は理事会が必要と認めたとき、会長が召集する。総会の議長は会長とする。

2 総会は、本会会則の変更及び理事会が総会に付議する必要を認めた事項等を決定する。

第19条 総会は委任状を含め5分の1以上の出席を要し、決議は出席会員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(特典)

第20条 1 第4条の競技会に参加した者のうち、その成績得点により、理事会の推薦で、翌年度の栃木県知事盃(一般の部)準決勝大会・決勝大会、知事盃(シニアの部)決勝大会、栃木県アマチュアゴルフ選手権大会の準決勝・決勝大会の出場資格を得る。また、栃木県オープンゴルフ選手権大会および首都圏アマチュアゴルフ選手権大会の出場推薦を受ける。

2 国民体育大会ゴルフ競技および全国都道府県対抗アマチュアゴルフ選手権大会に会員が出場する場合は、金一封を補助する。

(慶弔規定)

第21条 本会員に慶弔のあった時は、理事会の決議により、慶弔金を贈るものとする。

(休会規定)

第22条 会員が次の各項にすべてに該当するとき、休会届を提出することにより、その期間の年会費を全額免除する。

1 該当年度、第1回目の競技会実施前に、理事会に書面をもって申し出た場合。

2 休会理由について理事会の承認を得た場合。

3 休会前期までの年会費等に未納がない場合。

(附則)

第23条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

第24条 本会則に規定のない事項は理事会において別に定める。

第25条 本会則は昭和49年2月 1日より実施する。

第26条 本会則は昭和62年3月26日に改訂する。

第27条 本会則は平成 2年6月22日に改訂する。

第28条 本会則は平成 8年5月17日に改訂する。

第29条 本会則は平成13年4月26日に改訂する。

第30条 本会則は平成15年4月23日に改訂する。

第31条 本会則は平成19年4月25日に改訂する。

第32条 本会則は平成20年4月16日に改訂する。

第33条 本会則は平成24年4月25日に改訂する。

栃木県ゴルフ連盟競技諸則

競技会諸則

○競技会規則

- 一度エントリーした者がやむを得ない事由により、その出場を取り消す場合は、すみやかに事務局へ連絡し、当日キャンセルは、基本的に認めない。
- ・無断欠場は次回の出場を認めない。

○競技は、バックティーを使用し、当該年度の最新JGA規則を適用する。会場のローカル・ルールを適用する場合もある。

- キャディ付、セルフプレーを問わず、距離計測器の使用を認める。但しスロープレーの原因になる事の無い様に十分に留意の事。

○シード規定 年間ポイントランキングにより次年度大会へのシード権を得る。

- ・栃木県アマチュアゴルフ選手権大会ポイントランク

1位～10位は決勝大会

11位～30位は準決勝大会

- ・栃木県知事盃争奪ゴルフ競技大会ポイントランク

1位～7位は決勝大会

8位～30位は準決勝大会

○推薦規定 錬成会理事会の決議により首都圏アマチュアゴルフ選手権へ選手を推薦

○ポイント

- ・各競技会毎に最高(優勝)得点80点、以下順次1点刻みで減ずる。
- ・同スコアは同ポイントとする。
- ・最小参加(NRを除く失格を含む)得点は20点。
- ・年間ポイントランキングは、年4回の錬成会競技及び、ミッドアマ、社会人アマの6競技の内、得点の高い方から4競技の合計ポイントで決定する。
- ・新入会会員は入会后第1回目の競技会はサブオーバー参加とし、入賞及び賞品授与は除外、ポイントはその順位のポイントを与える。

○表彰

- ・グロスの部

(同スコアはマッチング・スコアカード)

優勝 ボール2ダース

2位～5位 ボール1ダース

- ・シニアの部(大会当日満55歳以上)

(同スコアはマッチング・スコアカード、グロス入賞者を除外)

優勝 ボール1ダース

2位～5位 ボール1ダース

※ 表彰式に入賞者が欠席した場合

賞品は錬成会が預かりとし次回競技会賞品にあてる

(賞品総個数は各競技とも全11ダース)

○年間成績表彰

年間ポイント総合優勝、2位、3位を翌年度総会にて表彰(賞品授与)